

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 等の一部改正に伴い必要な改正を行うため、および法人県民税の法人税割の税率の特例措置を延長するため、滋賀県税条例 (昭和 25 年滋賀県条例第 55 号) 等の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

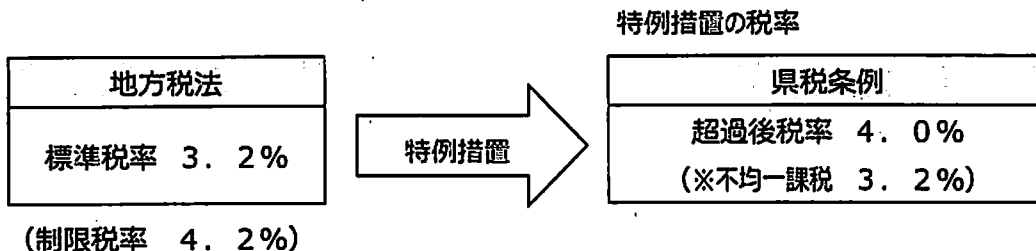
(1) 個人県民税

現行では平成 29 年 12 月 31 日までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率 10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、その対象期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長することとします。(付則第 5 条の 4 の 2 関係) (公布日施行)

(2) 法人県民税

法人県民税の法人税割の特例措置 (超過課税) について、税率等はそのままに、適用期間を 5 年間延長することとします。(付則第 15 条関係) (公布日施行)

改正後特例措置適用期間 (5 年間延長) : 平成 33 年 1 月 31 日までに終了する事業年度



※資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人で、かつ、課税標準となるべき法人税額が年 5,000 万円以下の法人に対し、不均一課税を実施。

(3) 法人事業税

資本金 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税 (付加価値割、資本割) を、2 年間で 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大することとします。(第 38 条の 3 および付則第 19 条関係) (平成 28 年 4 月 1 日施行)

	税率 [3 以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合]		
	~平成 27 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日 ~平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%
⋮ (うち地方法人特別税)	(2.9%)	(2.9%)	(2.9%)

※今回の改正案に係る部分は、平成 28 年度以降分の改正となります。

(4) 地方消費税

消費税率 10%への引上げ時期の変更に伴い、地方消費税の税率の引上げの施行日を平成 29 年 4 月 1 日とします。(滋賀県税条例の一部を改正する条例 (平成 24 年滋賀県条例第 58 号) 付則第 1 項関係) (公布日施行)

(5) 県たばこ税

旧 3 級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止することとし、激変緩和等の観点から、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までに、4 段階で税率を引き上げる措置を

講ずることとします。(付則第 10 条関係) (平成 28 年 4 月 1 日施行)

(注) 旧 3 級品とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレットおよびうるまの 6 銘柄。)

(税率：円/1,000 本)

実施時期	地方のたばこ税		国のたばこ税	
	県たばこ税	市町たばこ税		
現 行	2,906	411	2,495	2,906
平成 28 年 4 月 1 日	3,406	481	2,925	3,406
平成 29 年 4 月 1 日	3,906	551	3,355	3,906
平成 30 年 4 月 1 日	4,656	656	4,000	4,656
平成 31 年 4 月 1 日	6,122	860	5,262	6,122
(参考) 一般品の税率	6,122	860	5,262	6,122

3 その他の改正内容

(1) 個人県民税

ア 所得割の課税標準の算定において、所得税法に規定する国外転出をずる場合の譲渡所得等の特例の規定の例によらないこととします。(第 18 条関係) (平成 28 年 1 月 1 日施行)

イ 租税特別措置法に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとします。

(7) 上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払または譲渡があったものとして配当割または株式等譲渡所得割を課すること。(付則第 11 条の 2 の 2、付則第 14 条の 3 の 4 関係) (平成 28 年 1 月 1 日施行)

(4) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。(付則第 14 条の 3 の 3 関係) (平成 29 年 1 月 1 日施行)

ウ 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用が受けられる対象期間を平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日まで延長することとします。(付則第 21 条関係) (公布日施行)

(2) 不動産取得税

ア 宗教法人等を設立しようとする者または公益社団法人等の認定を受けようとする法人が、児童福祉法に規定する事業所内保育事業(利用定員が 6 人以上であるものに限る。)の用に供する不動産を取得した場合、税額を減免する措置を講ずることとします。(第 39 条の 17 関係) (公布日施行)

イ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する認定計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則第 8 条関係) (公布日施行)

(3) 県たばこ税

旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のため、手持品課税を実施することとします。(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(4) 地方消費税

消費税法の改正において国境を越えた役務の提供に対する消費税制度が見直されたことに伴う関連規定の整備を行うこととします。(第 38 条の 16、第 38 条の 16 の 2、付則第 7 条の 2 の 4、滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成 24 年滋賀県条例第 58 号)関係) (平成 27 年 10 月 1 日施行)

(5) その他必要な規定の整備を行うこととします。(公布日施行)

法人県民税法人税割に係る税率の特例措置（超過課税）について

財源確保の観点から、現行では平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分において実施している法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、税率等はそのままに、適用期間を5年間延長することとします。（付則第15条関係）（公布日施行）

改正の理由

本県では、これまで財政健全化に向けた行財政改革に取り組んできたことにより一定の効果が表れているものの、産業の振興、雇用の安定、国体開催のための施設整備や、公共施設等の老朽化の対策など、今後見込まれる財政需要に対応していくため、本県独自の自主財源である県税収入の確保は非常に重要なものとなっている。このことから、当該特例措置について、現行の税率・対象範囲を維持し、その適用期間を5年間延長して財源の確保を図る。

特例措置の内容

特例税率 4.0%（本則 3.2%） 参考：標準税率 3.2% 制限税率 4.2%

ただし、中小法人については税負担を軽減するため税率を3.2%とする。

中小法人とは資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、かつ、課税標準となるべき法人税額が年5,000万円以下の法人

適用期間 現行 : 平成28年1月31日までに終了する事業年度

改正後 : 平成33年1月31日までに終了する事業年度

参 考（全国の超過課税の実施状況）（平成26年10月1日現在）

①特例税率	4.2%・・・	2団体	(東京都、大阪府)
	4.0%・・・	44団体	(滋賀県を含む)
	※静岡県は超過課税未実施		
②資本金額（中小法人等）の基準			
[資本金]	3億円以下・・・	1団体	(京都府)
	2億円以下・・・	1団体	(神奈川県)
	1億円以下・・・	41団体	(滋賀県を含む)
	2千万円以下・・・	1団体	(広島県)
[資本金等の額]	1億円以下・・・	2団体	(山形県、茨城県)
③法人税額等（中小法人等）の基準			
[法人税額]	5,000万円以下・・・	1団体	(滋賀県)
	4,000万円以下・・・	1団体	(神奈川県)
	2,000万円以下・・・	2団体	(大阪府、兵庫県)
	1,600万円以下・・・	1団体	(京都府)
	1,500万円以下・・・	2団体	(愛知県、岡山県)
	1,000万円以下・・・	38団体	
[従業者の数]	300人以下・・・	1団体	(山梨県)

改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要	超過課税の理由・主な使途
昭和50年12月 (制定)	適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：100分の6.2 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	不況による税収減
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）	中小企業、商工業の振興、流通対策のための施策の早急な実施のため
昭和56年6月	税率の引き下げ（100分の6.2 → 100分の6） 税率：100分の6.0 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）	地域経済活性化事業、教育文化施設整備事業、環境保全対策事業の推進
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） 法人の負担軽減のため税率を引き下げた （100分の6 → 100分の5.8） 税率：100分の5.8 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	湖国21世紀ビジョンの実現に向けた経済活性化対策、環境保全対策事業の推進等
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） 中小法人の負担軽減のため法人税額基準を改正 （年1千万円超 → 年5千万円超） 税率：100分の5.8 資本金：1億円超 法人税額：5,000万円超	経済活性化事業、環境保全対策、社会福祉施設の整備、交通基盤の整備等主要な施策の推進
平成12年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日） 税制改正に伴い対象法人を追加 （法人税法に規定する特定信託）	経済活性化事業、環境保全対策、教育文化施設の整備。福祉社会の実現、交通基盤の整備、生活基盤の整備等主要な施策の推進
平成17年6月	適用期間を5年延長（～平成23年1月31日）	交通・情報基盤の整備、新規成長産業の育成、防災体制の強化、福祉社会の実現、水環境保全の推進、環境配慮型のまちづくり
平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成28年1月31日）	健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等の推進
平成26年6月	地方法人課税の偏在是正のため「地方法人税」（国税）の創設に伴い、法人住民税率引下げ （100分の5.8 → 100分の4.0） 税率：100分の4.0 [超過税率] 資本金：1億円超 法人税額：5,000万円超	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）

超過課税の実績額（直近5年）

（単位：百万円）

課税年度	法人税割額 A	内 超過課税額 B	率 B/A
平成22年度	7,117	877	12.3
平成23年度	7,516	915	12.2
平成24年度	6,006	710	11.8
平成25年度	6,070	725	11.9
平成26年度(見込)	7,270	881	12.1
計	33,979	4,108	12.1

あつては、第3項に規定する政令で定める日。以下この項において同じ。) 現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」と、同項第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令で 定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「第4項に規定する政令で 定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

5 省略

第30条～第36条の11 省略

(配当割の特別徴収義務者)

第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(次項において「上場株式等の配当等」という。))または同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者)とする。

2 省略

第36条の13～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

あつては、施行令第8条の5第1項に定める日。以下この項において同じ。) 現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」と、同項第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、施行令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「施行令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

5 省略

第30条～第36条の11 省略

(配当割の特別徴収義務者)

第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(次項において「上場株式等の配当等」という。))または同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者があるときは、その者)とする。

2 省略

第36条の13～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>

(2)・(3) 省略

2 省略

3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>

(2)・(3) 省略

2 省略

3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第

37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。) または収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第4項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第2項または同条第7項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第4項の規定により知事(本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。)の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 省略

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。)終了の日から4月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。)(当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人)の各連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了す

37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。) または収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第4項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第2項または同条第7項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第4項の規定により知事(本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。)の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 省略

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。)終了の日から4月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結親法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。)(当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人)の各連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了す

ることができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の期間内)

ウ 省略

(2)～(4) 省略

2 省略

第38条の6～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く

_____。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。）については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

ることができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の期間内)

ウ 省略

(2)～(4) 省略

2 省略

第38条の6～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。）については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2・3 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の2 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産および当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等_____をいう。以下この条において同じ。)および固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産および課税資産の譲渡等_____をいう。以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第38条の21および第38条の22を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2～6 省略

第38条の17～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて)その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 省略

2～9 省略

2・3 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の2 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)および固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産、_____課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに_____、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第38条の21および第38条の22を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2～6 省略

第38条の17～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて)その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) 省略

2～9 省略

第39条の13～第39条の16の5 省略

(不動産取得税の減免)

第39条の17 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、不動産取得税を減免する。

(1)～(4) 省略

(5) 宗教法人、学校法人、社会福祉法人もしくは更生保護法人（以下この号において「宗教法人等」という。）を設立しようとする者または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定（以下この号において「公益認定」という。）を受けようとする一般社団法人もしくは一般財団法人（当該一般社団法人または一般財団法人を設立した日から公益認定を受けた日の前日までの期間が2年に満たない場合の当該設立をした日前においては、当該一般社団法人または一般財団法人を設立しようとする者）（以下この号においてこれらを「設立しようとする者等」という。）が、当該宗教法人等の設立後または公益認定を受けた後において法第73条の4第1項第2号から第4号の4まで、第4号の7から第4号の9までまたは第6号に掲げる用途に供するための不動産（当該宗教法人等または公益社団法人もしくは公益財団法人が当該不動産を取得したとしたならば、当該取得に対して当該用途に応じこれらの規定により不動産取得税を課することができないこととなる不動産に限る。）を、当該宗教法人等の設立の登記をし、または公益認定を受けた日前2年以内に取得した場合における当該設立しようとする者等

(6)～(8) 省略

2 省略

第40条～第150条 省略

第39条の13～第39条の16の5 省略

(不動産取得税の減免)

第39条の17 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、不動産取得税を減免する。

(1)～(4) 省略

(5) 宗教法人、学校法人、社会福祉法人もしくは更生保護法人（以下この号において「宗教法人等」という。）を設立しようとする者または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定（以下この号において「公益認定」という。）を受けようとする一般社団法人もしくは一般財団法人（当該一般社団法人または一般財団法人を設立した日から公益認定を受けた日の前日までの期間が2年に満たない場合の当該設立をした日前においては、当該一般社団法人または一般財団法人を設立しようとする者）（以下この号においてこれらを「設立しようとする者等」という。）が、当該宗教法人等の設立後または公益認定を受けた後において法第73条の4第1項第2号から第4号の10まで または第6号に掲げる用途に供するための不動産（当該宗教法人等または公益社団法人もしくは公益財団法人が当該不動産を取得したとしたならば、当該取得に対して当該用途に応じこれらの規定により不動産取得税を課することができないこととなる不動産に限る。）を、当該宗教法人等の設立の登記をし、または公益認定を受けた日前2年以内に取得した場合における当該設立しようとする者等

(6)～(8) 省略

2 省略

第40条～第150条 省略

付 則

第1条～第4条の4 省略

(個人の県民税の配当控除)

第5条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)) または証券投資信託

_____(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所または事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 _____ または特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 _____ または特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.6)に相当する金額

付 則

第1条～第4条の4 省略

(個人の県民税の配当控除)

第5条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。)) または証券投資

信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所または事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配または特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配または特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.6)に相当する金額

(2)・(3) 省略

2 省略

第5条の4 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第7条の2の3 省略

(2)・(3) 省略

2 省略

第5条の4 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第7条の2の3 省略

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第7条の2の4 当分の間、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）

は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第2章第3節の規定を適用する。

2 省略

第7条の2の5～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7～13 省略

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第7条の2の4 当分の間、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）および特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）

は当該委託者等の課税資産の譲渡等および特定課税仕入れとみなして、第2章第3節の規定を適用する。

2 省略

第7条の2の5～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

の間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7～13 省略

第8条の2～第9条の4 省略

第8条の2～第9条の4 省略

(たばこ税の税率の特例)

第10条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法 第10条 削除

(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目の同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第40条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の7第1項および第3項から第5項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第40条の7第1項	施行規則第16号様式	施行規則第48号の2様式
第40条の7第3項	施行規則第16号の3様式	施行規則第48号の3様式
第40条の7第4項	施行規則第16号の7様式	施行規則第48号の4様式
第40条の7第5項	施行規則第16号様式	施行規則第48号の2様式
	施行規則第16号の3様式	施行規則第48号の3様式

第10条の2 省略

第10条の2 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指

定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

もの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、

定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

の5第1項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第11項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のい

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第12項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のい

れにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの
(ア)・(イ) 省略

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行為されたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める
もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める
もの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

れにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの
(ア)・(イ) 省略

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行為されたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める _____もの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める _____もの

(ア)・(イ) 省略

5 ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

第10条の2の3 省略

(ア)～(ウ) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に

規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に

規定するもの

(ア)・(イ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

5 ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の

5第24項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

第10条の2の3 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める
_____もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める _____もの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(5) 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める _____方法によりエネルギー消費効率を算定

していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として総務省令で定める _____方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(5) 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定

していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

もの
(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める _____ もの

(ア)～(ウ) 省略

(6) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの
(電力併用自動車に限る。)

(ア)～(ウ) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

もの
(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める _____ もの

(ア)～(ウ) 省略

(3) 省略

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに

の6第3項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(6) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの
(電力併用自動車に限る。)

(ア)～(ウ) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(3) 省略

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに

行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)～(ウ) 省略

(3) 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

ア～ウ 省略

(3) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

の6第7項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(ア)～(ウ) 省略

(3) 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の

6第9項に規定するもの

ア～ウ 省略

(3) 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

もの

ア～ウ 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項および第8項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(1) 省略

(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

ア～ウ 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項および第8項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の6の2第2項に規定するものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第4項 に規定するものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6第5項 に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第6項 に規定するものに適合するものであること。

(3) 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（総務省令で定める ものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6第8項 に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6第9項 に規定するものに限る。）（第11項において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6の2第4項 に規定するものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6の2第5項 に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6の2第6項 に規定するものに適合するものであること。

(3) 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項 に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項 に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項 に規定するものに限る。）（第11項において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28

年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項および第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）

および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める

もの（以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項および第11項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3)・(4) 省略

- 10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定める

ものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定める

ものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除し

年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項および第11

項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

もの（以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項および第11項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3)・(4) 省略

- 10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44

条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- 11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第

44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除し

て得た額」とする。

(1)～(5) 省略

12 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第12項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の5～第11条の2 省略

第12条～第14条の3の2 省略

て得た額」とする。

(1)～(5) 省略

12 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の5～第11条の2 省略

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項および付則第14条の3の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の12第1項の規定の適用については、同項中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

第12条～第14条の3の2 省略

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等

事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号ならびに第36条の18第1項および第2項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第36条の18第1項および第2項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。

第14条の4～第14条の5 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

第16条～第18条 省略

第19条 当分の間、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人

第14条の4～第14条の5 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

第16条～第18条 省略

第19条 当分の間、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人

の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第22条～第26条 省略

の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」とあるのは「100分の1.4」と、「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成31年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第22条～第26条 省略

滋賀県税条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
第1条～第150条 省略	第1条～第150条 省略
付 則	付 則
第1条～第5条 省略	第1条～第5条 省略
(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)	(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
(1) 省略	(1) 省略
(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額	(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額
ア・イ 省略	ア・イ 省略
ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2から第10条の5の5までおよび第10条の6	ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4	から第10条の5の4までおよび第10条の6
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4	(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4

の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省略

2～5 省略

第5条の4の2～第11条の2 省略

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この項および付則第14条の3の3第1項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下この項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 省略

第12条～第14条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項および第4項ならびに同法第37条の14の3第1項および第2項の規定により

の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省略

2～5 省略

第5条の4の2～第11条の2 省略

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この項、付則第14条の3の3および付則第14条の3の4第1項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下この項、付則第14条の3の3第3項および付則第14条の3の4第1項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 省略

第12条～第14条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項および第4項ならびに同法第37条の14の4第1項および第2項の規定により

所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3・4 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の2 省略

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等(次条および付則第14条の3の2において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(次条第1項において「振替口座簿」という。)に記載もしくは記録がされ、または特定管理口

所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3・4 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の2 省略

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等(次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(次条第1項において「振替口座簿」という。)に記載もしくは記録がされ、または特定管理口

座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第3項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条および付則第14条の3の2において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 省略

第14条の2の4～第14条の3の2 省略

座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第3項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 省略

第14条の2の4～第14条の3の2 省略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の3第1項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時

に、その時における価額として施行令附則第18条の6の3第2項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管もしくは返還または同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続もしくは遺贈または同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続もしくは遺贈または贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。
この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得

または雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等および契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡または贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の4 省略

第14条の4～第26条 省略

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 省略

第14条の4～第26条 省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第58号） 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第2条の規定および付則第3項の規定 <u>平成27年10月1日</u> （地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 省略</p> <p>3 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例第38条の17の規定は、付則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等および</p> <hr/> <p>一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等および</p> <hr/> <p>施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第2条の規定および付則第3項の規定 <u>平成29年4月1日</u> （地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 省略</p> <p>3 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例第38条の17の規定は、付則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等および<u>特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）</u>ならびに一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等および<u>特定課税仕入れならびに</u>施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>